＜政治団体設立届　記載例：2＞
政党の支部を新たに設立する場合

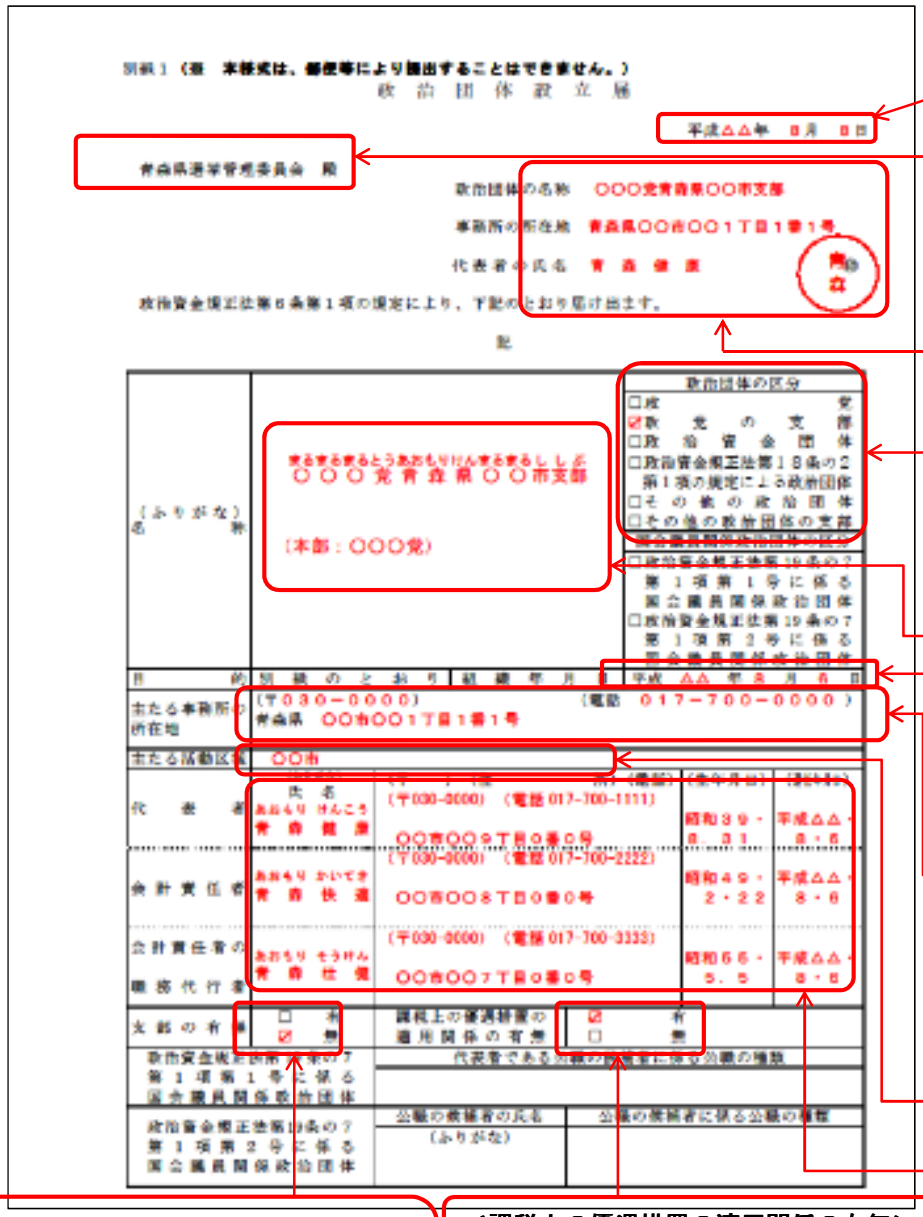
別紙１（注　本様式は、郵便等により届出することはできません。）

政　治　団　体　設　立　届

平成△△年　８月　８日

青森県選挙管理委員会　殿

政治団体の名称　○○○党青森県○○市支部

事務所の所在地　青森県○○市○○１丁目１番１号

代表者の氏名　青　森　健　康

政治資金規正法第６条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

（ふりがな）名称	○○○党青森県○○市支部（本部：○○○党）
政治団体の区分	□政党　☑政党の支部　□政治資金団体　□政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体　□その他の政治団体　□その他の政治団体の支部　□国会議員関係政治団体の区分　□政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体　□政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
目的	別紙のとおり
組織年月日	平成△△年８月６日
主たる事務所の所在地	（〒030－0000）（電話　017－700－0000）青森県　○○市○○１丁目１番１号
主たる活動区域	○○市
代表者	氏名：青森健康（あおもりけんこう）／（〒030-0000）（電話 017-700-1111）○○市○○９丁目０番０号／昭和３９・８・３１／平成△△・８・６
会計責任者	青森快適（あおもりかいてき）／（〒030-0000）（電話 017-700-2222）○○市○○８丁目０番０号／昭和４９・２・２２／平成△△・８・６
会計責任者の職務代行者	青森壮健（あおもりそうけん）／（〒030-0000）（電話 017-700-3333）○○市○○７丁目０番０号／昭和６６・５・５／平成△△・８・６
支部の有無	□有　☑無
課税上の優遇措置の適用関係の有無	☑有　□無
政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類
政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名（ふりがな）／公職の候補者に係る公職の種類

＜提出年月日＞
県選管に書類を提出するために来庁した日を記載してください。

＜提出先＞
「主たる活動区域」が2以上の都道府県の区域にわたる場合は、届出先が「総務大臣」となりますので、「青森県選挙管理委員会殿」の上に、「総務大臣　殿」と書き加えてください。

＜政治団体の名称、事務所の所在地、代表者の氏名＞
下の欄と一致していることを確認してください。代表者の印を忘れずに押印してください。

＜政治団体の区分＞
「政党の支部」の□にチェックしてください。

＜政治団体の名称＞
ふりがなも忘れずに記載してください。
下部に本部の名称も記載してください。

＜組織年月日＞
規約等の施行年月日と代表者等の選任年月日と原則的に一致します。

＜主たる事務所の所在地＞
郵便番号、電話番号も忘れずに記載してください。

＜主たる活動区域＞
・　具体的に記載してください。（「全国」、「青森県、岩手県及び秋田県」、「青森県」、「青森市」、「平内町」、「衆議院青森県第1区」など）
・　政党の支部であっても、1以上の市町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものである場合は、会社、労働組合その他の団体からの寄附を受けることはできません。

＜代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者＞
・　それぞれの方について、氏名（ふりがな）、自宅の郵便番号・住所・電話番号、生年月日を漏れなく記載してください。
・　選任年月日は、「組織年月日」と原則的に一致します。
・　「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一人が兼務することはできませんので、必ず別な人を選任してください。

＜支部の有無＞
・　支部の有無について、支部を有する場合は「有」に、有しない場合は「無」の□にチェックしてください。
・　ここでいう「支部」とは、①規約等によってその存立が明らかである単位組織であって、本部と主従の関係にある、②本部の指揮統括の下に一定の範囲で自主的に政治活動をすることが認められ、かつ、活動の成果がそこに統一されている、③会計について、一定の範囲内で独自に金銭等の財産上の利益の収受及び交付・供与を行うことができるものであることを要します。
・　上記の「支部」についても、設立の届出をする必要があります。

＜課税上の優遇措置の適用関係の有無＞
政党については、税の優遇措置を受けられる適格団体になるためには、「有」の□にチェックする必要があります。その場合、特に添付書類等は必要ありません。

＜※課税上の優遇措置とは？＞
個人の行う政治活動に関する寄附のうち、政党・政治資金団体に対するもの、国会議員、都道府県議会議員、都道府県知事、指定都市の議会議員若しくは指定都市の市長の職にある者を推薦・支持することを本来の目的とする政治団体に対するもの（候補者又は候補者となろうとする者にあっては、立候補した日の属する年とその前年の2年のみ）について、いわゆる所得控除として税制上の優遇措置を講じています。（政党・政治資金団体に対するものは、税額控除との選択制です。）

※　政党の支部の設立に係る政治団体設立届は、組織又は設立の日から7日以内に、郵便等によることなく、直接持参して提出してください。その際、「規約又は綱領等」、「支部証明書」及び「政党の状況等に関する届」を忘れずに添付してください。